

第六二回

参第一〇号

厚生年金保険法の一部を改正する法律（案）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を削る。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（調整係数）

第三十三条の二 厚生大臣は、毎年十二月中に、政令で定める日までに納入の告知がされたその年の十月分の保険料（第四種被保険者に係る保険料を除く。）の額の算定の基礎となつた標準報酬月額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下「基準報酬額」という。）を昭和四十五年の基準報酬額で除して得た数値（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。以下「調整係数」という。）を告示しなければならない。ただし、当該基準報酬額を前回において調整係数の告示があつた年の基準報酬額で除して得た数値が百分の九十五をこえ百分の百五未満となるときは、この限りでない。

2 前項の規定による調整係数の告示があつたときは、当該告示があつた年の翌年の二月一日前に年金たる保険給付の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月からその額を当該告示のあつた調整係数を用いて計算した額とする。

3 第一項の規定による調整係数の告示があつたときは、当該告示があつた年の翌年の二月一日以後において保険給付（脱退手当金を除く。この項において以下同じ。）の受給権を取得した者に支給する当該保険給付の額は、当該告示のあつた調整係数を用いて計算した額とする。

第三十四条第一項第一号中「二百五十円」を「千円に調整係数を乗じて得た額」に改め、同条第五項中「四千八百円」を「三万六千円に調整係数を乗じて得た額」に改める。

第三十八条中「第四十六条第二項」の下に「又は第四項」を加える。

第四十二条に次の二項を加える。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている五十五歳以上の者の前年の所得が政令で定める額をこえないときは、前二項に規定する支給要件に該当しない場合においても、その年の五月（五十五歳以上の者がその年の五月以後第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つた場合又は同項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者がその年の五月以後五十五歳に達した場合においては、その満たすに至つた日又はその達するに至つた日の属する月の翌月）から第一項の老齢年金を支給する。

4 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第四十六条第一項中「間」の下に「（六十五歳に達するまでの期間を除く。）」を加え、

同条第二項を削り、同条に次の四項を加える。

2 第四十二条第二項又は第三項の規定によつて支給する老齢年金は、次の各号の一に該当するに至るまでの間、その額（加給年金額を除く。）に百分の五十を下らない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の支給を停止する。

一 受給権者（被保険者である受給権者を除く。）が第四十二条第一項第一号から第三号までに規定する年齢に達したとき。

二 被保険者である受給権者が被保険者の資格を喪失し、又は六十五歳に達したとき。

3 第四十二条第二項又は第三項の規定によつて支給する老齢年金は、受給権者の前年の所得が同条第三項の政令で定める額をこえるに至つた場合においてその年の四月までに前項各号の一に該当するに至つていないときは、同項の規定にかかわらず、その年の五月から翌年の四月（翌年の三月以前に同項各号の一に該当するに至つた場合においては、その該当するに至つた月）まで、その支給を停止する。

4 受給権者が第四十二条第二項に規定する傷病により別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態に該当するときは、その該当する期間、前二項の規定による支給の停止は行なわない。

5 第四十二条第四項の規定は、第三項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法について準用する。

第五十条第一項第二号中「基本年金額」の下に「の百分の百十に相当する額」を加え、同項第三号中「七十五」を「九十五」に改め、「(その額が六万円に満たないときは、六万円)」を削る。

第六十条第一項中「百分の五十」を「三分の二」に改め、同条第二項中「百分の五十」を「三分の二」に、「六万円」を「二十四万円に調整係数を乗じて得た額」に改める。

第八十条第一項各号列記以外の部分中「(第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている老齢年金又は通算老齢年金を除く。)」を削り、同項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国庫は、一の会計年度において支給した保険給付の総額が、当該保険給付について第三十三条の二第二項の規定に基づく増額又は減額が行なわれたことがなかつたものとみなした場合に当該会計年度に支給することとなる保険給付の総額をこえるときは、前項の規定にかかわらず、その支給することとなる保険給付に要する費用を保険給付に要する費用とみなして同項の規定を適用した場合に負担すべきこととなる額と当該こえる額とを合算した額を負担する。

第一百三十三条中「相当する額」の下に「とし、当該老齢年金が第四十六条第二項の規定によりその額の一部につき支給が停止されているときは、前条第二項各号に規定する額に百分の百から第四十六条第二項の政令で定める率を減じた率を乗じて得た額とする。」を

加える。

第百三十七条第二項各号列記以外の部分中「(その全額につき支給を停止されているもの及び第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているものを除く。)」を削り、同項第一号及び第二号中「百分の二十」を「百分の三十」に、「百分の二十五」を「百分の三十五」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十五年二月一日から施行する。ただし、第三十八条、第四十二条、第四十六条及び第百三十三条の改正規定は、昭和四十五年五月一日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行後最初に改正後の厚生年金保険法第三十三条の二第一項の規定による告示がなされる日までの間における同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「前回において調整係数の告示があつた年」とあるのは「昭和四十四年」と読み替えるものとする。

第三条 この法律の施行後最初に改正後の厚生年金保険法第三十三条の二第一項の規定による告示がなされる年の翌年の一月三十一日までの間においては、同法(第三十三条の二を除く。)及び附則第五条から第七条までの規定の適用については、調整係数は一であるものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額を改正後の同章の規定により計算した額とする。

第五条 この法律の施行の際現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を二十四万円に調整係数を乗じて得た額に八万円を加えた額(以下「甲額」という。)とし、その他の者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を二十四万円に調整係数を乗じて得た額に四万円を加えた額(以下「乙額」という。)とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。この項及び次項において同じ。)が甲額である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当しないと認めるとき、又は年金の額が乙額である者の廃疾の程度が同表に定める一級に該当すると認めるときは、その者の当該年金の額を乙額又は甲額に改定することができる。

3 年金の額が乙額である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別

表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4 厚生年金保険法第五十二条第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第六条 この法律の施行の際現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、^{かん}鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を二十四万円に調整係数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、この法律の施行後において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、^{かん}鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

第七条 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、同項の規定にかかわらず、配偶者又は子一人につき三万六千円に調整係数を乗じて得た額とする。

第八条 附則第四条から附則第六条までに規定する保険給付の額（前条に規定する加給金又は増額金に相当する給付の額を含む。）で昭和四十五年一月以前の月分のもの及び厚生年金保険の障害手当金で同年二月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第九条 改正後の厚生年金保険法第三十三条の二第二項及び第三項の規定は、厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する保険給付について準用する。

第十条 年金たる保険給付に係る附則第四条から第七条までの規定又は前条において準用する改正後の厚生年金保険法第三十三条の二第二項の規定に基づく増額は、同法第三十三条の二第二項の規定に基づく増額とみなして同法第八十条第二項の規定を適用する。

（障害年金、障害手当金及び遺族年金に関する暫定措置）

第十一条 障害年金、障害手当金及び遺族年金に関しては、当分の間、次条以下の規定を適用する。

第十二条 厚生年金保険法第三十八条中「第四十九条第一項又は第五十四条」とあるのは「第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

第十三条 障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じた場合において前後の廃疾のいずれか一の廃疾について法律によつて組織された共済組合（以下「共済組合」という。）が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を有するとき、厚生年金保険法第四十八条の規定は適用しない。

第十四条 厚生年金保険法第四十九条第一項中「その間」とあるのは「前条第二項の規定にかかわらず、その間」と、同項中「従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金」とあり、同条第二項中「従前の障害年金」とあるのは「従前の障害年金及び従

前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金」と読み替えるものとする。

第十五条 この法律の施行の際現に厚生年金保険法第四十八条の規定によつて支給される前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を受ける権利を有する者が同法第四十九条第一項又は同法第五十四条の規定によるその支給を停止されている場合においては、この法律の施行後においてその支給を停止すべき期間、その者に対してそれぞれ従前の廃疾の程度による障害年金又は従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する。

第十六条 障害年金の受給権者が当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償を受ける権利を取得した場合において当該障害年金（厚生年金保険法第四十八条第一項に規定する前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を除く。）の額が労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額にその障害の程度に応じ同法別表第二に定める日数を乗じて得た額をこえるときは、そのこえる部分については、同法第五十四条の規定にかかわらず、当該障害年金の支給を停止しない。

第十七条 この法律の施行の際現に次の表の上欄に掲げる規定によりその支給が停止されている障害年金については、その額が同表下欄に掲げる額をこえるときは、同表上欄に掲げる規定にかかわらず、昭和四十五年二月分（同年十二月以後において障害年金の額が同表下欄に掲げる額をこえるに至つたときは、そのこえるに至つた月分）からそのこえる部分を支給するものとする。

厚生年金保険法第五十四条	労働基準法第十二条の平均賃金にその障害の程度に応じ同法別表第二に定める日数を乗じて得た額
厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号）附則第二十六条第一項	
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第十九条第一項	国家公務員災害補償法第四条の平均給与額に同法別表第一に定める障害の等級に応じ同表に定める日数を乗じて得た額
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百三十六号）附則第二項	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第百八十二号）第一条の補償基礎額に同令別表第二に定める障害の等級に応じ同表に定める倍数を乗じて得た額

第十八条 厚生年金保険法第五十四条の二の規定は、適用しない。

第十九条 第四種被保険者であつて同時に共済組合の組合員であるもの（以下「組合員たる被保険者」という。）であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾に係る障害年金は、受給権者が当該傷病につき共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を有するときは、その支給を停止する。

2 前項に規定する障害年金の額が当該共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金の額をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規定にかかわらず、当該障害年金

の支給を停止しない。

- 3 組合員たる被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾と組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する廃疾とを併合した廃疾の程度による障害年金の受給権は、その受給権者が当該傷病につき共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を取得したときは、消滅するものとし、その権利を取得した月の翌月から従前の廃疾の程度による障害年金及び従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する。

第二十条 組合員である被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれに起因する疾病についてこの法律の施行の際現に当該共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を有する者で、前二条の規定が昭和四十年六月一日から施行されていたとすればこの法律の施行の際障害年金の受給権を有すべき者に対しては、この法律の施行の日の属する月分から当該障害年金を支給する。

第二十一条 厚生年金保険法第五十六条の規定を適用しないものとした場合に支給すべき障害手当金の額が当該傷病について支給する同条第三号に規定する障害補償又は障害補償給付（一時金であるものに限る。）の額をこえるときは、同条及び同法第五十七条の規定にかかわらず、そのこえる部分の額に相当する額の障害手当金を支給する。

第二十二条 遺族年金の受給権者に対して当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について労働基準法第七十九条の規定による遺族補償の支給が行なわれるべきである場合において当該遺族年金の額が同法第十二条の平均賃金の百八十日分に相当する額をこえるときは、そのこえる部分については、厚生年金保険法第六十四条の規定にかかわらず、当該遺族年金の支給を停止しない。

第二十三条 附則第十七条の規定は、この法律の施行の際現に同項の表の上欄に掲げる規定によりその支給が停止されている遺族年金について準用する。この場合において、同項の表上欄中「厚生年金保険法第二十四条」とあるのは「厚生年金保険法第六十四条」と、同表下欄中「その障害の程度に応じ同法別表第二に定める日数」とあり、「同法別表第一に定める障害等級に応じ同表に定める日数」とあり、「同令別表第二に定める障害の等級に応じ同表に定める倍数」とあるのは、「百八十」と読み替えるものとする。

第二十四条 厚生年金保険法第六十八条の二の規定は、適用しない。

第二十五条 厚生年金保険法第六十八条の二各号に掲げる遺族年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について共済組合が支給する遺族年金の支給を受けることができる者があるときは、その受けることができる者がある間、その支給を停止する。

- 2 前項に規定する遺族年金の額が当該共済組合が支給する遺族年金の額をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規定にかかわらず、当該遺族年金の支給を停止しない。

第二十六条 厚生年金保険法第六十八条の二の規定の適用がなかつたものとするればこの法

律の施行の際遺族年金の受給権を有すべき者に対しては、この法律の施行の日の属する月分から当該遺族年金を支給する。

理 由

最近における国民の生活水準の向上と物価の上昇傾向とにかんがみ、年金たる保険給付の額を健康で文化的な最低限度の生活を営むに足りる額に引き上げ、また五十五歳から老齢年金の支給を受けることができる途を開くとともに、いわゆる「スライド制」を導入して年金額を賃金の上昇率に応じて改定するようにする等、被用者の老後の生活保障の充実強化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
この法律の施行に要する経費は、一千六百億円の見込みである。